

# 定 款

平成 23 年 12 月 2 日制定

平成 25 年 6 月 10 日改訂

平成 26 年 6 月 11 日改訂

国民生活産業・消費者団体連合会

# 第一章 総 則

(名 称)

第1条 本連合会は、国民生活産業・消費者団体連合会（略称；生団連）と称する。

(事務所及び支部)

第2条 本連合会は、事務所（本部）を東京都に置く。

2 本連合会は、総会の議を経て必要の地に支部を設けることができる。

3 支部に関して必要な事項は、理事会で定める。

(目 的)

第3条 本連合会は、何時如何なる時でもわが国民の生活生存に必要な生活必需品（衣・食・住）の安心、安全、安定した供給を可能とするため、生産・製造、流通、サービス関連事業者及びこれらの団体と国民生活の代表である消費者とが一体となって平時より研究、検討し、地震、津波、台風、干ばつ冷害等の天変地異、戦争、国際紛争、テロ等のあらゆる危機に備えて、政府、行政への提言、実行を要請し、もって国民の生活と生命の防衛及び更なる安全と質的向上に大きく寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本連合会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 生活必需品の安心、安全、安定した供給に関する調査・研究
- 二 国民生活の質的向上に向けた広報・PR活動
- 三 国民生活に係わる政策等への意見具申
- 四 非常時における国民生活の防衛のための検討
- 五 生産、製造現場の視察及び流通サービスの店舗、物流センターの見学、また専門家、講師との勉強会、関係団体との交流、意見交換等の実施
- 六 各分野に関する情報の収集・提供、資料の配布、セミナー・講演会及び説明会等の開催
- 七 その他本連合会の目的達成に必要な事業

# 第二章 会 員

(会員の種類)

第5条 本連合会の会員及びその資格は、次の通りとする。

一 団体会員

国民の生活に必要な衣食住に関する物品の総ての製造業及び流通業(商社、卸売、小売業)、サービス業(外食、旅行、ホテル、観光、運輸、金融、証券、損保、通信、新聞、テレビ、広告等)、建設、施設、電気、ガス、水道、陸・海・空交通、農業、水産、牧畜、その他これらに類する産業の団体

二 企業会員

上記産業において事業を営む事業会社及び持株会社

三 特別会員

婦人・消費者団体、特定非営利活動法人、地方自治体、単独法による人道機関

四 推薦会員(個人会員)

別途定める。

(会 費)

第6条 年会費1口十萬円とし、原則として1法人あたり5口を上限とする。但し、特別会員については会費を徴収しない。

2 会費の納入方法は、理事会で定める。

(入 会)

第7条 本連合会の会員になろうとするものは、所定の申し込み用紙を提出し、後日常務理事会の承認を受け、その時より会員となる。

2 入会を承認されたものは、ただちに所定の会費を納入するものとする。

(退 会)

第8条 会員は2ヶ月前までに予告して、本連合会を退会することができる。

2 会員が会費の納入を怠った時、本連合会の目的に違反する行為をした時、または本連合会の名誉をけがした時は、本連合会は総会の議決を経て、その会員の権利を停止し、またはこれを除名することができる。

3 会員は退会しても、既納の会費の返還を請求することはできない。

## 第三章 機 関

(役員の種類及び定数)

第9条 本連合会の役員は、次の通りとする。

一 名誉会長 1名

二 会 長 1名

三	会長代行	1名
四	副会長	若干名
五	理事長	1名
六	専務理事	1名
七	常務理事	若干名
八	理事	100名以内
九	監事	3名以内
十	相談役	若干名
十一	参与	若干名

2 会長、会長代行、副会長、理事長、専務理事、常務理事及び理事をもって理事とする。

#### (役員を選任)

第10条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長、会長代行及び副会長は、総会において理事の中からこれを選任する。

3 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において理事の中からこれを互選する。

#### (役員職務)

第11条 会長は、本連合会を代表し、会務を総攬する。

2 会長代行は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。

3 副会長は、会長及び会長代りを補佐し、会長及び会長代行に事故がある時は、予め会長及び会長代りが指定した順位に従い、その職務を代行する。

4 理事長は、事業の総括を行う。

5 専務理事及び常務理事は、理事会の定めるところにより、会務の処理にあたるものとする。

6 理事は、定款の定めるところにより、会務の運営に参画するものとする。

7 監事は、次の職務を行う。

一 本連合会の業務及び財産状況の調査

二 理事の業務の執行状況の調査

三 財産の状況または業務の執行について、法令及び定款に定める事項への違反、または不当な事項があると認める場合の総会または理事会への報告

四 前号報告のために必要と認める時の総会の招集

#### (役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

#### (名誉会長、相談役、参与及び顧問)

第13条 本連合会に、名誉会長、相談役、参与及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長、相談役、参与及び顧問は、理事会の推選により、会長がこれを委嘱する。

(事務局)

第14条 本連合会の事務を処理するために、事務局を設ける。

2 事務局に関して必要な事項は、理事会でこれを定める。

## 第四章 会 議

(会議の種類)

第15条 本連合会の会議は、総会、理事会及び常務理事会とし、総会は定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年一回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会、理事会及び常務理事会は、必要に応じて随時開催する。

3 総会にあっては会員が、理事会にあっては理事が、それぞれこれを構成する。

(会議の招集)

第16条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、理事会で会議の招集の決議がなされた時、及びその会議の構成員の3分の1以上の者または監事から会議の目的たる事項を示して請求された時は、その会議を招集しなければならない。

3 会議を招集するには、少なくとも開会の日の1週間前までに、日時、場所及び議題を示した書面をもって、当該会議の構成員に通知しなければならない。

(開会の定足数)

第17条 会議は、構成員の過半数の出席がなければ、これを開会し、議決することはできない。

(議 長)

第18条 総会の議長は、当該総会においてこれを選任する。

2 理事会及び常務理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(会議の議決方法)

第19条 会議の議事は、別に定款で定める場合を除き、出席構成員の過半数をもって決する。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 会議に出席できない構成員は、予め通知された事項についてのみ書面または代理人をもって議決権を行使することができる。

(会議の権能)

第20条 総会は、次の事項を議決する。

- 一 事業計画及び収支予算
  - 二 事業報告及び収支決算
  - 三 定款の変更
  - 四 その他定款で定められた事項及び理事会より付議された事項
- 2 理事会は、次の事項を審議決定する。
- 一 事業計画及び収支予算
  - 二 事業報告及び収支決算
  - 三 定款の変更
  - 四 諸規程の制定
  - 五 その他定款に定められた事項及び理事会が必要と認めた事項
- 3 常務理事会は、理事会の定めるところにより、本連合会運営上の重要事項を審議決定する。

(会議の議事録)

第21条 会議の議事録は、議事録簿に記載し、議事録には、議長及び出席構成員2名がこれに記名押印しなければならない。

- 2 議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 開催の日時及び場所
  - 二 出席または欠席構成員数
  - 三 議事の経過の要領
  - 四 議案別の議決の結果

(書面による決議)

第22条 会長は、理事会の付議事項であって、簡単な事項または緊急を要するものについては、書面をもってそれぞれ構成員の賛否を求めてこれを会議に替えることができる。

## 第五章 資産及び会計

(資産の構成)

第23条 本連合会の資産は、次の各号によりなる。

- 一 会費
- 二 事業に伴う収入
- 三 資産から生ずる収入
- 四 寄付金品
- 五 その他の収入

(資産の管理)

第24条 本連合会の資産は、理事会の定めるところにより、会長が管理する。

(経費)

第25条 本連合会の経費は、資産をもってこれに充てる。

(剰余金の処理)

第26条 事業年度末において剰余金を生じたときは、総会の決議を経て、これを翌年に繰り越すかまたは積立金として処理するものとする。

(事業年度)

第27条 本連合会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

## 第六章 解散及び定款の変更

(解散)

第28条 本連合会は、総会において構成員の4分の3以上の同意を得なければ、これを解散することができない。

(定款の変更)

第29条 本定款を変更するには、総会において構成員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

第30条 本連合会の残余財産は、総会において構成員の4分の3以上の同意を得て処分する。

## 附 則

(当初の事業年度)

1. 本連合会の設立当初の事業年度は、第27条の規定に係わらず、平成23年12月2日から始まり、平成24年3月31日までとする。

(当初の会員)

2. 本連合会の設立当初の会員は、第7条第1項の規定に係わらず、別紙会員名簿の通りとする。

(当初の役員)

3. 本連合会の設立当初の役員の任期は、第12条の規定に係わらず、平成24年度に開かれる定時総会終了の日までとする。